

# 持続可能性報告基準とステイクホルダー

大 西 靖

## 論文要旨

持続可能性報告の領域において、企業の外部環境との関連性を分析するための視点として、ステイクホルダーが大きく注目を集めている。しかしながら、ステイクホルダーが誰なのかという点については、多くの研究が蓄積されながらも現在でも重要な課題として残されている。そこで、本研究では、近年のステイクホルダー理論とCSR論という分析視角をもとに、近年の持続可能性報告基準におけるステイクホルダーの位置づけを明らかにする。

## 1. はじめに

組織が多様なステイクホルダー<sup>1)</sup>を対象とした報告をどのように行うかについて、これまでに会計学の様々な領域において研究が進められてきた。たとえば、柴（2006）は、企業会計が存在するのは多様な利害関係者のためなのか、あるいは株主等投資者のためなのかという問題意識をもとに、会計ビッグバン後の会計制度の方向性を提示している。政府会計の領域では、清水（2009）がアメリカの地方公共団体の業績報告における市民グループの関与を分析している。

特に社会環境会計の領域では、企業活動が引き起こした社会問題および環境問題を報告すべき対象として、ステイクホルダーに対する関心が早くから持たれていた（Gray et al. 1996）。たとえば、付加価値会計では、企業が創造した付加価値を分配する対象として、株主に加えて従業員や政府などの利害関係者について議論が行われてきた（山上 1970; 吉田 1973; 水野 1985）。さらに、環境会計では企業による環境アカウンタビリティの履行対象としてステイクホルダーに関する議論が行われてきた（國部 1999）。

近年の持続可能性報告に関するガイドラインおよび基準では、報告すべき重要性（マテリアリティ）の決定に際してステイクホルダーの関与が強調されている（GRI 2021; EU 2023）。

1) Freeman and Reed (1983) では、伝統的な利害関係者よりも広い範囲の集団を含めることを目的として「ステイクホルダー」という用語を使用している。ただし、後述の通りステイクホルダーの範囲は論者や問題設定により異なるため、場合により利害関係者と同じ可能性もある。

また、世界経済フォーラム（WEF 2020）は、ステイクホルダー資本主義に基づく企業の業績評価尺度の開発を行っている。これらの実務的な動向に加えて、多様なステイクホルダーが企業の報告およびコントロールシステムに与える影響について、多くの研究が蓄積されつつある（たとえば國部他 2002; 伊藤 2020; Henri et al. 2021; Nishitani et al. 2021; 小沢他 2024）。

しかしながら、これらの実務および研究においてステイクホルダーの範囲または分類が同じであるとは限らない。ステイクホルダーの識別に関する研究は Mitchell et al. (1997) をはじめ多数存在しているが、企業のステイクホルダーが誰であるのかという問題は、研究上の問題設定によって異なる可能性が指摘されてきた（Freeman et al. 2010; Dmytriyev et al. 2021）。この点に関連して、Dmytriyev et al. (2021) はステイクホルダー概念を用いた研究のレビューを通じて、ステイクホルダー理論と CSR 論の共通点と相違点を指摘した。そこで、本研究では、Dmytriyev et al. (2021) の観点から、近年の持続可能報告基準の規定を分析することを通じて、持続可能性報告基準におけるステイクホルダーの位置づけを明らかにすることを目的とする。

本研究の構成は以下のとおりである。第2節において、ステイクホルダー理論における近年の研究をもとに、ステイクホルダー理論と CSR 理論の分析視角を提示する。第3節では、近年の持続可能性報告基準におけるステイクホルダーの範囲を検討する。さらに第4節で結論と今後の課題を提示する。

## 2. ステイクホルダーの分析視角

### 2-1 ステイクホルダー理論の展開

ステイクホルダー理論<sup>2)</sup>と CSR 論は、いずれも株主中心の企業観を代替する理論的な観点を提示している（Freeman and Reed 1983; Freeman et al. 2010; Dmytriyev et al. 2021）。ステイクホルダー理論におけるステイクホルダーという用語は、広義には「企業目的の達成に影響を与える可能性があるか、あるいは、影響を受ける可能性があるような、識別可能な個人または集団」（Freeman and Reed 1983, p.91）として定義される<sup>3)</sup>。また、Freeman and Reed (1983) は Stanford Research Institute の研究を援用しながら、狭義のステイクホルダーを「組織の継続的な生存のために依存している識別可能な個人または集団」（Freeman and Reed 1983, p.91）と定義している<sup>4)</sup>。

2) ステイクホルダー理論の概念的な詳細は中村 (2022)、櫻井 (2010)、楚・東田 (2023)などを参照されたい。

3) 広義のステイクホルダーとして、Freeman and Reed (1983) は、公益団体、抗議団体、政府主体、同業者団体、競合企業、労働組合、従業員、顧客セグメント、株主などを挙げている。

4) Freeman and Reed (1983) によれば、狭義のステイクホルダーの定義はステイクホルダーに関する先駆的な研究を行った Stanford Research Institute による定義に近いものであり、そこには従業員、顧客セグメント、特定サプライヤー、主要な政府主体、株主、特定金融機関などが含まれる。

初期のステイクホルダー理論に関する代表的な著作 (Freeman 1984) が発表されてから、多くの研究が蓄積されてきた。Donaldson and Preston (1995) は、ステイクホルダー理論に関する研究のレビューを通じて、これらの研究を記述的側面、道具的側面、および規範的側面に分類するとともに、規範的側面がステイクホルダー理論の基盤であることを主張した。

記述的側面に基づく研究では、ステイクホルダーの観点から企業とは何かに関して記述される。記述的側面からは、企業は「本源的価値を有する協働的かつ競争的な利害の配置」(Donaldson and Preston 1995, p.66) とみなされる。

道具的側面に基づく研究では、ステイクホルダー経営の実務と業績目標との間の関連性が検証される。道具的な観点からは、ステイクホルダー経営を実践する企業は、収益性などが相対的に成功するという仮説が提示される。

規範的側面に基づく研究は、ステイクホルダー理論の基盤となる主張を提示する。規範的側面に基づく主張は、以下の 2 つに要約される。第 1 は、ステイクホルダーが企業活動における正統な利害を持つ個人または集団であることである。第 2 は、全てのステイクホルダーの利害が本源的価値であり、株主等の他集団の利害に役立つという観点からステイクホルダーの利害を考慮すべきではないということである。

## 2-2 ステイクホルダー理論と CSR 論

Donaldson and Preston (1995) によるステイクホルダー理論の 3 つの側面を援用しながら、Dmytriyev et al. (2021) はステイクホルダー理論と CSR 論の共通点と相違点を分析している。その結果として、Dmytriyev et al. (2021) は、ステイクホルダー理論と CSR 論が一部重複しながらも、互いに別個の理論であることを指摘しており、両者が「経営における社会課題 (social issues in management)」領域の重要な理論であることを強調している。

Dmytriyev et al. (2021) が指摘する第 1 の共通点は、ステイクホルダー理論と CSR 論の記述的研究が、ともに産業や国家を横断するようなコンテキストの比較を通じて、企業が社会的責任やステイクホルダーをどのように管理するのかを明らかにしていることである。第 2 の共通点は、CSR 論の道具的な研究が、ステイクホルダー理論の研究と同様に、CSR が競争優位や利益に貢献する可能性を探求していることである。第 3 は、ステイクホルダー理論と CSR 論の研究が、カントの義務論、功利主義やプラグマティズムなどの多様な規範的な基盤をもとに議論を展開していることである。これらに加えて、Dmytriyev et al. (2021) は、第 4 の共通点として、それぞれの理論が経営者の責任に焦点を当てていることを指摘している。

その一方で、Dmytriyev et al. (2021) は、ステイクホルダー理論と CSR 論の相違点として、①企業の視点、②責任の受益者、および③責任の方向性を指摘している<sup>5)</sup>。この点は、次節の

5) ただし、Dmytriyev et al. (2021) は、ステイクホルダー理論と CSR 論のどちらかが排他的に優れていることを意味しているわけではないことを強調している。すなわち、研究者の問題関心により、ステイクホル

持続可能性報告基準の分析視角となるため、さらに詳細に検討する。

第1の企業の視点について、Dmytriyev et al. (2021) はステイクホルダー理論が企業の経営者の視点から開発されてきた一方で、CSR論が企業外部の社会からの視点を基礎としていることに注目している。その結果として、ステイクホルダー理論では、企業の本質が、ステイクホルダー関係の構築と、全てのステイクホルダーのための価値創造から構成されるという。その一方で、CSR論は企業の社会活動に特に焦点が当てられている。

第2の責任の受益者について、Dmytriyev et al. (2021) はステイクホルダー理論とCSR論が株主以外のステイクホルダーの利害を重視する点で共通することを指摘しながらも、責任の受益者という点において差異があることを指摘している。ステイクホルダー理論では、全てのステイクホルダーに対する経営責任を認める一方で、ステイクホルダーの範囲を企業が操業する範囲に限定している。その一方で、CSR論に基づく研究では、企業の責任が近隣のコミュニティだけではなく、社会全体、さらには地理的境界を超えて追及される。

第3の責任の方向性について、Dmytriyev et al. (2021) は、ステイクホルダー理論では、企業がステイクホルダーに対して責任を持つとともに、ステイクホルダーもまた企業に対して責任を持つという双方向（あるいは多方向）の責任が想定されることを指摘している。その一方で、CSR論に関する研究は、企業の社会に対する一方的な責任に議論を限定する傾向があることを Dmytriyev et al. (2021) は強調している。

以上の相違点をまとめると、ステイクホルダー理論に基づく研究では、株主を含む全てのステイクホルダーを対象とするものの、ステイクホルダーの地理的範囲は企業が操業する範囲内にとどまるとともに、企業とステイクホルダーとの責任は双方向であることが主に想定される。その一方で、CSR論に基づく研究では、企業活動の影響を受ける社会的なステイクホルダーを主な対象として、間接的な影響を受けるステイクホルダーも含めるように範囲を拡大しながら、企業の社会に対する責任という責任の方向性を強調する傾向があると考えられる。

次節では、近年の持続可能性に関する報告基準で規定されるステイクホルダーが、ステイクホルダー理論とCSR論のどちらで想定されるステイクホルダー概念と関連するのかという点を分析する。このような分析を通じて、持続可能性報告基準の方向性を明らかにすることが期待される。

### 3. 持続可能性報告基準におけるステイクホルダー

#### 3-1 持続可能性報告基準の展開

社会環境報告および持続可能性報告は、従来は自発的な報告という側面が強調されており、

---

ダーセンスまたはCSR論のいずれかを選択できるとされる。

さまざまな団体が固有の目的に基づいてガイドラインおよび基準を発行してきた（大西・岡田 2023）。ところが、2020年代に入ってIFRS財団によるサステナビリティ開示基準（ISSB 2023a; 2023b）およびEUによる欧州サステナビリティ報告基準（EU 2023）の発行を通じて、基準の統合が進行しつつある（八木 2022; 大西・岡田 2023）。

本節では、持続可能性報告に基準のなかで特にステイクホルダーの関与を強調している基準として、GRIスタンダード（GRI 2021）および欧州サステナビリティ報告基準（EU 2023）を取り上げる<sup>6)</sup>。そして、これら2つの基準において、ステイクホルダーがどのように定義および識別されているのかを明らかにする。

### （1）GRIスタンダードにおけるステイクホルダー

GRIスタンダードでは、持続可能性報告の目的を「組織が経済、環境、および、人権を含む人々（people）に与える最も著しいインパクトに関する情報の報告を可能にすること」（GRI 2021, p.8）と定義している。組織による最も著しいインパクトの識別を支援するために、デュー・デリジェンスとステイクホルダー・エンゲージメントが利用される（GRI 2021）。

GRIスタンダードでは、ステイクホルダーを「組織の活動に影響を受けているか、あるいは影響を受ける可能性があるような利害を持つ個人または集団」（GRI 2021, p.10）として定義している。この定義は、『責任ある企業行動のためのデュー・ディリジェンスに関するガイドライン』（OECD 2018）による定義を修正したものである。

GRI（2021）におけるステイクホルダーの一般的な分類には、事業パートナー、市民社会組織、消費者、顧客、従業員とその他の労働者（workers）、政府、地域コミュニティ、非政府組織、株主および他の投資家、サプライヤー、労働組合、および脆弱な集団（vulnerable groups）が挙げられる。ただし、GRI（2021）では、組織と直接的な関係がないにもかかわらず組織活動によって影響を受けるステイクホルダーが存在する可能性を指摘しており、そのような例として、サプライチェーンの労働者、および遠隔地で生活する個人と集団を想定している。さらに、将来世代などの、自身の観点を明確に表現できないステイクホルダーの利害を識別する必要性にも言及している。

ただし、これらのステイクホルダーのすべてが組織活動の影響を受けるとは限らないことから、「関連する（relevant）ステイクホルダー」（GRI 2021, p.10）を識別する必要がある。ステイクホルダーの利害を識別するためにはデュー・ディリジェンスが実施される。OECD（2018）は、デュー・ディリジェンスに関する勧告の実施を通じて、企業が「労働者、人権、環境、贈賄、消費者およびコーポレートガバナンスに関する負の影響」（OECD 2018, p.3）の回避と対応が可能になることを強調している。

6) ISSB（2023a）においてステイクホルダーを含む表現は「実体とステイクホルダー、社会、経済および環境との相互作用」（第2項およびAppendix BのB2項）のみである。

## (2) 欧州サステナビリティ報告基準におけるステイクホルダー

欧州サステナビリティ報告基準とは、2022年1月発効の企業サステナビリティ報告指令（CSRD）に基づき2023年11月に承認された持続可能性報告基準である（EU 2023）。欧州サステナビリティ報告基準は、「報告企業が環境、社会、およびガバナンスの持続可能性事項（sustainability matters）に関する重要なインパクト、リスクおよび機会について開示しなければならない情報」（EU 2023, p.5）を規定している。

欧州サステナビリティ報告基準において報告すべき項目は、(a) ガバナンス、(b) 戦略、(c) インパクト、リスクおよび機会のマネジメント、および(d) 指標と目標に分類される。インパクトとは「報告企業の事業と関係するような、正と負の持続可能性関連インパクト」（EU 2023, p.6）を意味しており、インパクト・マテリアリティ評価プロセスを通じて識別される。また、リスクおよび機会とは「報告企業の持続可能性関連の財務的なリスクと機会」（EU 2023, p.7）であり、財務的マテリアリティ評価プロセスを通じて識別される。このような2つのマテリアリティ（ダブル・マテリアリティ）という観点から報告内容が決定される点が、IFRSサステナビリティ開示基準と異なる欧州サステナビリティ報告基準の特徴である。

欧州サステナビリティ報告基準では、ステイクホルダーは「報告企業に影響を与える可能性があるか、あるいは報告企業によって影響を与えられる可能性がある人々」（EU 2023, p.7）と定義される。ステイクホルダーはさらに2つのグループに分類されるが、両方に属するステイクホルダーの存在も想定される。

第1のグループは、影響を受けるステイクホルダー（affected stakeholders）であり、「企業活動および企業のバリューチェーンにまたがる直接または間接の事業関係によって、その利害に正または負の影響を受けるか、影響を受ける可能性がある個人または集団」と定義される。第2のグループは、持続可能性報告書の利用者（users of sustainability statements）であり、そこには一般目的財務報告の主要な利用者（既存投資家と潜在的投資家、融資者と他の与信者、アセットマネジャー、信用機関、保険引受け人など）、および他の持続可能性報告書の利用者（事業パートナー、労働組合、社会パートナー、市民社会、非政府組織、政府、アナリスト、および研究者など）に分類される。

これらのステイクホルダーに加えて、「自然（nature）が沈黙のステイクホルダーとして考慮される可能性」（EU 2023, p.25）がある。この場合には、エコロジカルなデータおよび種の保全に関するデータが企業のマテリアリティ評価を支援するという。

欧州サステナビリティ報告基準において、ステイクホルダーとのエンゲージメントが報告企業のデュー・ディリジェンス・プロセスおよび持続可能性マテリアリティ評価の中心として位置づけられる（EU 2023）。負のインパクトに関するマテリアリティ評価は、国際連合によるビジネスと企業と人権に関する指導原則（UN 2011）およびOECD多国籍企業行動指針（OECD

2011) で定義されたデュー・ディリジェンス・プロセスによって明らかにされる<sup>7)</sup>。

### 3-2 持続可能性報告基準におけるステイクホルダーの位置付け

ここでは、持続可能性報告基準におけるステイクホルダーの位置づけがステイクホルダー理論と CSR 論のいずれに近いのかを検討する。そこで、Dmytriyev et al. (2021) による①企業の視点、②責任の受益者、および③責任の方向性という 3 点から分析を行う。

#### ① 企業の視点

GRI スタンダードにおけるステイクホルダーの一般的な分類 (GRI 2021) には、社会的ステイクホルダー以外にも、株主、投資家、および事業パートナーなどのステイクホルダーが含まれる。さらに、GRI (2016) では、経済的価値の生成と分配についても言及されている。

また、欧州サステナビリティ報告基準では、ステイクホルダー概念の下位分類として、影響を受けるステイクホルダーと持続可能性報告書の利用者を提示しており、持続可能性報告書の利用者には投資家、与信者、ビジネスパートナーなどが含まれている。また、EU (2023) の戦略の開示項目では、ステイクホルダーの利害と理解が戦略に反映されているかについて報告が要求されている<sup>8)</sup>。

以上で示されたとおり、それぞれの持続可能性報告基準におけるステイクホルダー分類では、市民社会などの CSR 論で注目されるステイクホルダーだけではなく、株主やビジネスパートナーなども含められている。したがって、ステイクホルダーとして挙げられた主体を Dmytriyev et al. (2021) による「企業の視点」の観点から検討すると、各報告基準におけるステイクホルダーの位置づけは CSR 論よりもステイクホルダー理論の主張に近いと解釈できる。

#### ② 責任の受益者

Dmytriyev et al. (2021) の「責任の受益者」の観点において、GRI (2021) と EU (2023) はステイクホルダーの範囲を企業の操業圏内を超えて広げようとしている。たとえば、GRI (2021) では、組織の操業から遠隔で生活する個人や集団がステイクホルダーに含まれる可能性を指摘するとともに、現時点では存在しないステイクホルダーとして将来世代を含めるよう求めている。

また、EU (2021) では、企業活動による間接的な影響を受けるステイクホルダーとして「影響を受けるステイクホルダー」を提示するとともに、沈黙しているステイクホルダーとして、「自然」が含まれる可能性があることを規定している。

7) EU (2023) のデュー・ディリジェンスでは、さらに OECD (2018) も参照される。

8) さらに、「顧客、投資家、およびその他のステイクホルダーに対する現在および期待されるペネフィットという観点からアウトプットおよび成果」(EU 2023, p.25) に関する記述の開示も要求される。

したがって、GRI（2021）およびEU（2023）におけるステイクホルダー概念は、ステイクホルダー理論で想定される範囲を超えており、CSR論の立場に立脚していると考えられる。また、EU（2023）では自然という人間以外のステイクホルダーの存在を認めていることから、GRI（2021）よりもステイクホルダー理論の想定から乖離していると考えられる<sup>9)</sup>。

### ③ 責任の方向性

企業とステイクホルダーとの間の責任の方向性については、まず、それぞれの基準が企業を対象とした基準であって、ステイクホルダーの責任を規定するための基準ではないことに留意する必要がある。したがって、それぞれの基準における責任の方向性は、企業がステイクホルダーに対して負うという意味で一方向である。ただし、それぞれの基準におけるステイクホルダーの定義が異なる点については、さらに検討の余地がある。

まず、GRI（2021）では、ステイクホルダーを前述のとおり「組織の活動に影響を受けているか、あるいは影響を受ける可能性があるような利害を持つ個人または集団」（GRI 2021, p.10）と定義している。この定義を文字通り理解する限りは、ステイクホルダーに含まれる対象は企業による影響を受ける人々に限定されており、ステイクホルダーが企業に影響を与える側面は重視されていないと解釈することが可能である。

他方で、EU（2023）では、ステイクホルダー全体を「報告企業に影響を与える可能性があるか、あるいは報告企業によって影響を与えられる可能性がある人々」（EU 2023, p.7）と定義したうえで、下位分類として「影響を受けるステイクホルダー」と「持続可能性報告書の利用者」に分類している。ここで、EU（2023）におけるステイクホルダー全体の定義は、ステイクホルダー理論におけるステイクホルダーと同義と解釈できる。また、「影響を受けるステイクホルダー」の範囲はGRI（2021）の定義と類似しており、「持続可能性報告書の利用者」の分類はFreeman et al.（2010）における一般的な分類と類似している。したがって、EU（2023）の定義は、GRIあるいはCSR論で定義されるステイクホルダーと、ステイクホルダー理論で想定されるステイクホルダー分類を包括した構造になっている。

## 3-3 検討結果のまとめ

以上の結果を要約すると、GRI（2021）およびEU（2023）は、①企業の視点としては、株主や投資家から非政府組織を含む幅広いステイクホルダーを対象としており、ステイクホルダー理論に近いと考えられる。次に、②責任の受益者については、現時点では存在していない将来世代や、人間以外の主体である自然にまでステイクホルダーの範囲を拡張しようと試みていることからCSR論の主張と近い。そして、③責任の方向性については、GRI（2021）がCSR論の

9) 環境などの人間以外のステイクホルダーの存在に関する議論はFreeman et al.（2010）も参照されたい。

立場に近い一方で、EU (2023) ではステイクホルダー概念に関する 2つの下位分類を設定することでステイクホルダー理論と CSR 理論の主張を包括している。

のことから、GRI (2021) および EU (2023) という 2つの持続可能性報告基準は、企業活動による直接的な影響だけではなく、間接的な影響を説明責任に含めるとともに、それらを企業戦略に統合するよう促進しているといえる。すなわち、CSR 論が提示した課題をステイクホルダー理論に基づく経営管理の枠組みで解決することを要請していると解釈できよう。

ただし、このような要請の実現が容易であるとは限らない。その理由は、EU (2023) におけるステイクホルダーの下位分類では、影響を受けるステイクホルダー（CSR 論）と持続可能性報告書の利用者（ステイクホルダー理論）という 2つのステイクホルダー概念が並記される一方で、相互の関係については十分な説明がなされていないためである。そのため、影響を受けるステイクホルダーに対する配慮を価値創造を目的とする経営戦略に組み込むための研究あるいは実務上の進展が必要とされるであろう。

#### 4. おわりに

本研究では、近年の持続可能性報告基準におけるステイクホルダーの位置づけを明らかにするために、Dmytryev et al. (2021) が提示したステイクホルダー理論と CSR 論の特性を分析視角として、GRI スタンダードと欧州サステナビリティ報告基準におけるステイクホルダーの記述を分析した。分析の結果として、これらの基準では、CSR 論に基づき企業活動から地理的・時間的に離れた主体をステイクホルダーに含める一方で、識別されたステイクホルダーの利害をステイクホルダー理論に基づき企業戦略に統合するよう必要と要請していることが明らかにされた。

しかしながら、持続可能性報告基準において、ステイクホルダー理論におけるステイクホルダー概念と CSR 論に基づくステイクホルダー概念が統合されたとはいえず、このことは欧州サステナビリティ報告基準において、2つのステイクホルダー概念が並列的に記載されていることで示される。そのため、企業から地理的または時間的に離れたステイクホルダー（あるいは人間以外のステイクホルダー）をどのように企業の経営戦略において考慮して、そのことが企業の長期的な成功につながるのかという点は、将来的に欧州サステナビリティ報告基準に基づく企業の実践を通じて明らかにされるべき課題であるといえよう。

また、国連の投資責任原則にみられるように、他企業の活動や成果に対して、投資先の選定などを通じてステイクホルダーとして対応する責任についても制度化が進行しつつある。これらの動向の全体像についても、さらに検討する意義があると考えられる。

謝辞：柴健次先生および清水涼子先生には、これまで会計研究科にて大変お世話になりました。ここに記して感謝申し上げます。なお、本研究は2023年度関西大学研修員研修費および科学研究費補助金（課題番号：19K02029、22H00898）の助成による成果の一部である。

### [参考文献]

- Dmytryiev, S. D., R. E. Freeman and J. Hörisch. 2021. The relationship between stakeholder theory and corporate social responsibility: differences, similarities, and implications for social issues in management. *Journal of Management Studies*. Vol.58, No.6, pp.1141–1470.
- Donaldson, T. and L.E. Preston. 1995. The stakeholder theory of the corporation: concepts, evidence, and implications. *Academy of Management Review*. Vol.20, No.1, pp.65–91.
- EU. 2023. Commission Delegated Regulation (EU) 2023/2772 of 31 July 2023 supplementing Directive 2013/34/EU of the European Parliament and of the Council as regards sustainability reporting standards. *Official Journal of the European Union*, L 2023/2772, 22.12.2023, pp.1–284. ([https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L\\_202302772](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202302772))
- Freeman, R. E. 1984. *Strategic Management: A Stakeholder Approach*. Cambridge.
- Freeman, R.E. and D. L. Reed. 1983. Stockholders and stakeholders: a new perspective on corporate governance. *California Management Review*. Vol.25, No.3, pp.88–106.
- Freeman, R.E., J.S. Harrison, A.C. Wicks, B.L. Parmar and S. de Colle. 2010. *Stakeholder Theory: The State of Art*. Cambridge, UK. Cambridge University Press.
- Gray, R., D. Owen and C. Adams. 1996. *Accounting and Accountability: Changes and Challenges in Corporate Social and Environmental Reporting*. Prentice Hall. (山上達人監訳, 水野一郎, 向山敦夫, 國部克彦, 富増和彥訳. 2003. 『会計とアカウンタビリティ—企業社会環境報告の変化と挑戦—』白桃書房)。
- GRI. 2021. *GRI 1: Foundation 2021*. (<https://globalreporting.org/pdf.ashx?id=12334&page=14>)
- GRI. 2016. *GRI 201: Economic Performance 2016*. (<https://www.globalreporting.org/standards/media/1039/gri-201-economic-performance-2016.pdf>)
- Henri, J-F., M. Journeault and M. Rodrigue. 2021. The domino effect of perceived stakeholder pressures on eco-controls. *Accounting and the Public Interest* Vol.21, Issue 1, pp.105–136.
- ISSB. 2023a. *IFRS S1: General Requirements for Disclosure of Sustainability-Related Financial Information*. (<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/publications/pdf-standards-issb/english/2023/issued/part-a/issb-2023-a-ifrs-s1-general-requirements-for-disclosure-of-sustainability-related-financial-information.pdf>)
- ISSB. 2023b. *IFRS S2: Climate-Related Disclosures*. (<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/publications/pdf-standards-issb/english/2023/issued/part-a/issb-2023-a-ifrs-s2-climate-related-disclosures.pdf>)
- Mitchell, R. K., B.R. Agle, and D.J. Wood. 1997. Toward a theory of stakeholder identification and salience: defining the principle of who and what really counts. *Academy of Management Review*. Vol.22, No.4, pp.853–886.
- Nishitani, K., T.B.H. Nguyen, T.Q. Trinh, Q. Wu and K. Kokubu. 2021. Are corporate environmental activities to meet Sustainable Development Goals (SDGs) simply greenwashing?: an empirical study of environmental management control systems in Vietnamese companies from the stakeholder management perspective. *Journal of Environmental Management* 296: 113364.
- OECD. 2011. *OECD Guidelines for Multinational Enterprises*. OECD Publishing. (<http://dx.doi.org/10.1787/9789264115415-en>)
- OECD. 2018. *OECD Due Diligence Guidance for Responsible Business Conduct*. (<https://mneguidelines>)

- oecd.org/OECD-Due-Diligence-Guidance-for-Responsible-Business-Conduct.pdf)
- WEF. 2020. *Measuring Stakeholder Capitalism: Towards Common Metrics and Consistent Reporting of Sustainable Value Chain*. White Paper. ([https://www3.weforum.org/docs/WEF\\_IBC\\_Measuring\\_Stakeholder\\_Capitalism\\_Report\\_2020.pdf](https://www3.weforum.org/docs/WEF_IBC_Measuring_Stakeholder_Capitalism_Report_2020.pdf))
- UN. 2011. *Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations ‘Protect, Respect and Remedy’ Framework*. ([https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Publications/GuidingPrinciplesBusinessHR\\_EN.pdf](https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Publications/GuidingPrinciplesBusinessHR_EN.pdf))
- 伊藤和憲. 2020. 「情報の結合性を実現する価値創造プロセスの可視化」『日本知的資産経営学会誌』第6号、8-27頁。
- 小沢浩・坂口順也・大西靖. 2024. 「環境業績指標の重視度にステイクホルダーの圧力が与える影響」『管理会計学』(近刊)。
- 大西靖・岡田華奈. 2023. 「ESG評価のための情報開示の展開」中尾悠利子・石野亜耶・國部克彦『AIによるESG評価：モデル構築と情報開示分析』同文館、137-156頁。
- 國部克彦. 1999. 『環境会計』新世社。
- 國部克彦・野田昭宏・大西靖・品部友美・東田明. 2002. 「日本企業による環境情報開示の規定要因—環境報告書の発行と質の分析」『企業会計』第54巻第2号、74-80頁。
- 櫻井通晴. 2010. 「ステークホルダー理論からみたステークホルダーの特定—コーポレート・リピュテーションにおけるステークホルダー」『専修経営研究年報』第34巻、93-113頁。
- 柴健次. 2006. 「経営者会計と投資者会計の並存」『関西大学商学論集』第51巻第1・2・3号合併号、113-126頁。
- 清水涼子. 2009. 「業績情報とその信頼性の付与について」『現代社会と会計』第3号、1-10頁。
- 楚雪・東田明. 2023. 「ステイクホルダー・エンゲージメントのCSR経営に与える影響」『メルコ管理会計研究』第14巻第1号、13-29頁。
- 中村貴治. 2022. 「ステークホルダー・マネジメントの「企業と社会」における課題の考察—ステークホルダー資本主義を背景として—」『日本経営倫理学会誌』第29号、209-221頁。
- 水野一郎. 1985. 「会計情報の拡大と付加価値管理会計—イギリスにおける従業員報告書を中心として—」『会計』第128巻第5号、62-77頁。
- 八木裕之. 2022. 「サステナビリティ関連財務情報に関する考察—マテリアリティの視点から—」『会計』第202巻第1号、1-14頁。
- 山上達人. 1970. 「付加価値分析の理論構造—利害調整側面と計画・管理側面—」『会計』第97巻第3号、77-92頁。
- 吉田寛. 1973. 「社会責任会計の論点」『産業経理』第33巻第5号、94-99頁。

